

遠隔操作型小型車の安全基準に対する適合審査の概要

- 一般社団法人ロボットデリバリー協会（以下「本会」）では、遠隔操作型小型車、遠隔操作装置、およびそれらを統合した遠隔操作型小型車システムの安全基準に対する適合審査制度を運用します。

審査対象

- （1）遠隔操作型小型車（ロボット本体）
- （2）遠隔操作装置
- （3）これらを統合した遠隔操作型小型車システム

（留意点）

- 遠隔操作型小型車と遠隔操作装置は、それらが該当する型式に対して安全基準への適合審査を行います。機体と遠隔操作装置の組合せを変更する場合は、適合審査をしない必要がありません。
- 型式は、構成する部品やシステムが同じで、性能に差が無い一連のモデル群に対して適用します。大きさや部品配置などの違いであれば、同一型式としてみなします。
- 構成部品やシステムは同じであっても、適合審査の申請内容に対して、使用環境や運用形態を変える場合には、その差分について、追加の審査を受ける必要があります。
- 審査に係る費用については、申請内容によりますので、個別にお見積もりします。
- 審査期間は、申請内容次第ではありますが、早い場合は1～2ヶ月程度を想定しています。

安全基準とガイドラインの概要

- **安全基準**は、遠隔操作型小型車システム※について**リスクアセスメントを求めるとともに、衝突回避機能等の安全確保の観点からシステムが備えるべき事項を定めるものです。**
- **ガイドライン**は、**遠隔操作者の知識・技能の確保等の遠隔操作型小型車を安全に運行するために使用者が遵守すべき事項を定めるものです。**

安全基準の内容（例）

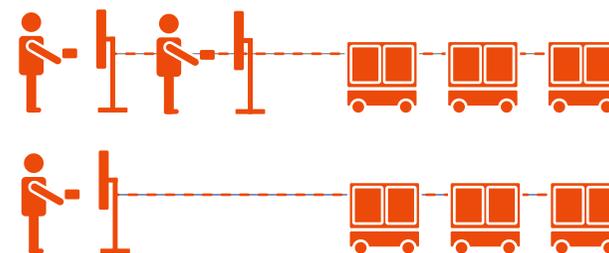
- 遠隔操作型小型車システムについて**リスクアセスメント**を実施し、適切な安全対策を講じること。
- **大きさ、最高速度、非常停止装置**等が、道路交通法に定める遠隔操作型小型車の要件に該当すること。
- 安全確保のため十分な品質の**遠隔監視機能**、適切な信頼性の**衝突回避機能**、的確な操作を行える**遠隔操作装置**、確実に停止できる**制動装置**等を備えること。

ガイドラインの内容（例）

- **道路交通法等の関係法令を遵守して安全に走行させること。**
- 安全な運行に必要な**遠隔操作者の知識・技能**、遠隔操作者**1人あたりの運行台数**等の適切な実施体制等を確保すること。

対象とする運行形態

目視外M:N運行



目視外1:1運行

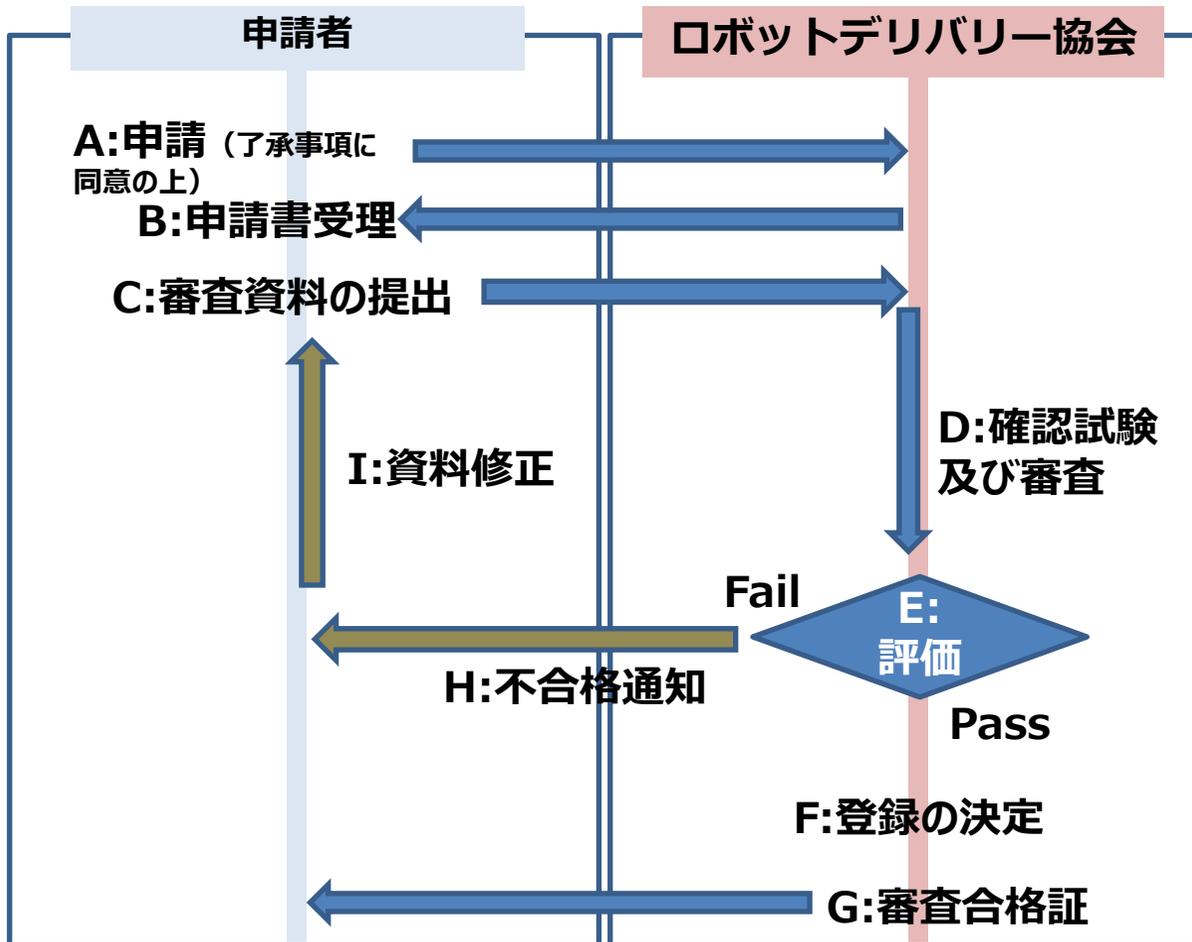


目視内1:1運行



適合審査の流れ

- 適合審査は、下記の流れで進みます。



A：申請者が、了承事項に同意の上、本会に対して申請書を提出

B：申請者の受理、見積のご提示

C：申請者が本会にシステムの仕様書、評価資料等を提出

D：本会において審査

※確認試験を試験場にて実施

E：本会の評価部門が審査し、安全基準への適合を評価

F：登録を決定

G：審査合格証を申請者へ交付

(Eで不合格の場合)

H：申請者へ不合格を通知

I：評価資料を修正

適合審査の申請

- 適合審査の申請については、下記のとおりお願いいたします。
 - 適合審査を申請されたい場合には、ロボットデリバリー協会HPの右上部にございます、「**お問い合わせ**」からご連絡ください。
 - ご連絡いただいた後、申請書等必要書類をお送りいたします。
 - 正式な審査の申請ではなく、適合審査に関するお問合せの場合についても、同様にHPの右上部にございます、「**お問い合わせ**」からご連絡ください。

(参考) 道路交通法施行規則における遠隔操作型小型車関係箇所

- 非常停止装置【第一条の七】
- 遠隔操作型小型車に付ける標識【第五条の三】
- 遠隔操作型小型車の基準【第一条の六】
 - ✓ 大きさ
 - ✓ 車体の構造
- 遠隔操作による通行の届出【第五条の四】
 - ✓ 審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者が実施する審査に合格したことを証する書面
 - = 本会が発行する審査合格証**
- 型式認定【第三十九条の六】